

外部調査業者の選定の考え方について

1. 基本的な考え方

レガシーシステム刷新の可能性を調査するため、外部調査業者による業務分析、システム分析、評価を内容とした調査を実施する。

本調査の実施にあたっては、公平性・透明性及び実効性の確保を図る観点から外部専門家による専門家会議を開催し、業者選定方法及び選定、刷新可能性調査の実施方法等について、意見・助言を求めつつ庁内検討委員会において選定することとする。

2. 外部調査業者の選定条件

(1) 効率性・実行性の観点

社会保険オンラインシステムは大規模かつ複雑なシステムであることから、平成 13・14・15 年度厚生労働省競争参加資格が「役務の提供等」で A (過去の実績、経営規模等を考慮し、財務省の基準により各省庁で決定) の等級に格付けされ、関東甲信越の競争資格を有すること。

システム監査技術者試験に合格し、2 年以上の実務経験を有する者もしくは、日本システム監査人協会が認定する公認システム監査人もしくは、情報システムコントロール協会が認定する公認情報システム監査人を雇用し、当該者を配置できること。

過去に大規模 (接続端末 1,000 台以上) な国内のシステム監査もしくは、システムコンサルティングの実績を有していること。

(2) 中立性・透明性の観点

既存ベンダ (NTT データ、日立) と資本もしくは人事面において関連がないこと。

本調査を実施した業者、及びその業者と資本もしくは人事面において密接な関係を有する業者は、最適化計画策定後の社会保険オンラインシステムの調達には参加できないこと。

3. 外部調査業者の選定方法

今回のケースは価格競争が目的でないことから、最低価格落札方式でなく、企画書の評価による企画競争方式とし、上記の考え方を公募の条件とした一般公募型 (官報公告、掲示板等の方法により公募) により募集する。

4. 企画コンペにおける評価観点

調査の企画内容 (調査内容、調査方法 等)

調査の実施体制 (システム監査従事者数、従事者の経験年数、システム関係資格の保有状況 等)

過去の監査実績及び得意とする監査分野

見積価格 等

企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について

項番	参加条件	刷新可能性調査を行う業者の参加条件の考え方	事例
(1) (2)	<ul style="list-style-type: none"> 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 	<p>予算決算及び会計令において、一般競争入札に参加させることができない条件として定められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「 省 LAN システム調達仕様書作成におけるインテグレーション一式」他多数
(3)	<p>一般的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13・14・15年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でAの等級に格付けされ、関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。 	<p>社会保険オンラインシステムの刷新可能性調査を行うためには、人的資源や経営の健全性等の企業体力が十分である必要がある。</p> <p>また、競争参加者の資格に関する公示において、役務の提供等の調達予定金額が3,000万円以上の場合、等級がAの企業と厚生労働省会計課長通知に定められており、本調査の調達予定金額は、3,000万円以上となるものと想定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「 省システムに係るシステム監査の委託」等
(4)	<p>実効性を保つ条件</p> <ul style="list-style-type: none"> システム監査技術者試験に合格し、2年以上の実務経験を有する者若しくは、特定非営利活動法人日本システム監査人協会(SAAJ)が認定する公認システム監査人¹、若しくは情報システムコントロール協会(ISACA)が認定する公認情報システム監査人(CISA)を雇用し、当該者を配置できること。 <p>*1:経済産業省の産業構造審議会・情報化人材対策小委員会の提言を受け、創設された制度。</p>	<p>本条件は、システム監査に関する参加条件として採用されており、刷新可能性調査を実施するためには、業者にシステム監査のスキルや実務経験が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「 省 LAN システム調達仕様書作成におけるインテグレーション一式」 「 県の電子調達システムに関するシステム監査業者選定」等
(5)	<ul style="list-style-type: none"> 本調査対象である社会保険オンラインシステムはメインフレームを使用した大規模なシステムであるため、参加業者は、過去にメインフレームを使用し、接続端末1,000台以上の国内のシステムに関するシステム監査、若しくはシステムコンサルティングの実績を有していること。 	<p>社会保険オンラインシステムはメインフレームを使用した大規模システムであること、また、窓口装置は約8,000台接続していることから、過去の実績を条件としている。</p> <p>なお、接続端末1,000台以上に関しては、総務省が毎年実施している「行政情報化基本調査」において接続端末数1,000台以上が大規模と定義されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「 省総合情報システムに関するシステム監査の委託」(大規模システム例)
(6)	<ul style="list-style-type: none"> 刷新可能性調査における中立性・公平性を確保するため、社会保険オンラインシステム開発業務の受託者でないこと及び当該受託者と資本、若しくは人事面において関連がないこと。 	<p>調査企業と調査対象システム開発業者との間に関連性がある場合、調査結果に対し、影響が及び、中立性が損なわれる可能性があるため、参加条件としている。</p> <p>なお、改革指針において、当該システムと関係のない外部専門家に依頼することとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「 県の電子調達システムに関するシステム監査業者選定」 「 県工事基礎情報管理システム開発等監査業務」等
(7)	<p>中立性を保つ条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 本調査を実施した業者、及びその業者と資本、若しくは人事面において密接な関係を有する業者は、最適化計画策定後の社会保険オンラインシステムの調達には参加できないこと。 	<p>社会保険オンラインシステムにおける刷新可能性調査は、以降の最適化計画の策定・実施の方向性を探るものであり、「調査」と「実施」の業者に密接な関係を持つ可能性を極力排除し調査の中立性及び調達の公平性を確保する必要があるため、調達には参加できないこととする必要がある。</p> <p>なお、中立性を確保するその他の条件として、財務省がシステム監査を実施する際に条件とした「ハードウェア・ソフトウェアの販売、および情報システムの企画・開発受託を主たる業務としておらず、独立した第三者として監査を実施できること」を採用することも考えられるが、調査の応札可能業者を一層限定することとなり、調査の実効性を損なう可能性もあることから、調査の中立性を確保しつつ、参加業者の間口を極力広くとることが可能な条件とする。</p>	-